

手引き（奥出雲町個別編：工事）

島根県電子調達システム（資格申請システム）による
建設工事入札参加資格申請の手引き
（奥出雲町 個別編）

【令和 9 ・ 1 0 年度定期申請用】

奥出雲町 財政課

【奥出雲町問い合わせ先】

〒699-1592 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1

奥出雲町 財政課

TEL : 0854-54-2522 FAX : 0854-54-1229

【共通編問合せ先、及び、島根県問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地

島根県土木部土木総務課 建設産業対策室

TEL : 0852-22-5185 FAX : 0852-22-5782

【システムに関するヘルプデスク】※電子調達システム（電子入札システム）と共通

TEL : 0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

1 入札参加資格の申請について

1-1 審査受付期間と送付方法等

区分	受付期間及び申請方法／送付方法
定期 審査	<u>令和8年11月2日（月）～①令和8年12月14日（月）まで又は②令和9年1月18日（月）まで</u> ※令和8年1月～9月に経営事項審査を受ける企業（10月中に経営事項審査結果通知が手元に届く方）は①の期日を、令和8年10月～12月に経営事項審査を受ける企業（11月以降に経営事項審査結果通知が手元に届く方）は②の期日を申請期間最終日とします。なお、申請日（の基準日）は令和8年11月1日とします。 ■島根県電子調達システム（資格申請システム）により申請 ※申請期間内に資格申請システムによる本登録を完了し、かつ、共通添付書類・個別添付書類の提出が完了していなければなりません。 ※個別添付書類は郵送もしくは持参してください。 【この手引きの他に確認する資料】 ●建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編） （以下、「手引き（共通編：工事）」という。） ●建設工事入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編） （以下、「手引き（操作マニュアル編：工事）」という。） ※奥出雲町ホームページおよび島根県ホームページ等で公開

1-2 入札参加資格に申請できる要件

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ・ 営業に関し、公官庁の許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていること。
- ・ 奥出雲町税の滞納がないこと。
- ・ 社会保険料の滞納がないこと。
- ・ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ・ 令和9年1月1日時点で有効な経営事項審査の結果通知を受けている者。
- ・ 申請しようとする業種について、経営事項審査結果における年間平均完成工事高を有する者。または、審査基準日以降に施工実績が有ることが証明できる者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

1－3 資格の有効期間

- ・定期審査分 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

1－4 入札参加資格の認定

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）

1－5 工事の種類別

入札参加資格の認定は、建設業許可の許可業種（建設工事の種類）毎に行い、当該認定により競争入札に参加することができる工事種別は、以下の表のとおりとします。

また、入札参加者選定時に必要な情報として希望する工事の実績高（許可業種毎に希望する工事の実績高の合計が平均完成工事高を超えない範囲）の入力が必須となります。経審結果通知書において完成工事高が「0」の業種を申請する場合は、建設工事施工実績証明書を提出し、経審の審査基準日以降の実績を証明する必要があります。

【認定する許可業種（建設工事の種類）と工事種別の組み合わせ表】

工 事 種 別	建設業許可の許可業種（建設工事の種類）
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) しゅんせつ工事(しゅ) 解体工事(解)
アスファルト舗装工事	舗装工事(舗)
特殊舗装工事	舗装工事(舗)
鋼橋上部工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
冷暖房衛生設備工事 (建築物)	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 消防施設工事(消)
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と)
維持修繕工事	土木一式工事(土) 舗装工事(舗) 電気工事(電) とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗)

	鋼構造物工事（鋼） 解体工事（解）
グラウト工事	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と）
一般建築工事	建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） タイル・れんが・ブロック工事（タ） 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 建具工事（具） 清掃施設工事（清） 解体工事（解）
管工事 （建築物以外）	管工事（管） 水道施設工事（水）
電気工事	電気工事（電） 消防施設工事（消）
通信設備工事	電気通信工事（通）
合併処理浄化槽設置工事	土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 管工事（管）
下水道管渠更生工事	土木一式工事（土）
マンホール更生工事	土木一式工事（土）
マンホール蓋取替工事	土木一式工事（土）
マンホールポンプ設置工事	管工事（管） 機械器具設置工事（機）
上水道機械器具設置工事	機械器具設置工事（機）
下水道機械器具設置工事	機械器具設置工事（機）

1－6 工事種別の申請に関する注意点

下表左欄の工事種別の入札参加資格申請を行う場合は、以下の点に注意してください。

プレストレストコン クリート工事	認定には、土木一式とは別に「 <u>プレストレストコンクリート（構造物）</u> 」 としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基 準日以降に施工実績がある旨の証明が必要です。
法面処理工事	認定には、とび土工コンクリートとは別に「 <u>法面処理</u> 」としての経営事項審 査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績が ある旨の証明が必要です。

鋼橋上部工事	認定には、鋼構造物とは別に「 <u>鋼橋上部</u> 」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要です。
合併処理浄化槽設置工事	「浄化槽法」第 21 条に規定する登録工事業者又は同法第 33 条第 3 項の届出業者であること。 <u>浄化槽工事業者としての登録もしくは届出の証明書の写しの添付が必要です。</u>

1－7 個別添付書類

奥出雲町へ申請される場合は、下記の個別添付書類が必要となります。個別添付書類送付票により、書類を封筒に正しく入れたことを送付票で確認し、チェックを記入した送付票を同封のうえ、1部提出してください。また、提出にあたっては送付票の番号順に書類を綴って提出願います。

なお、添付書類の綴じ方は任意とします。（クリップ綴じ、ひも綴じ、ファイル綴じ、すべて受付可です）

【個別添付書類】（○・・・必須書類、△・・・該当する場合に提出する書類）

番号	名 称	提出 必須 書類	備 考
①	個別添付書類送付票（奥出雲町）	○	資格申請システムから出力されるもの
②	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写）	○	資格申請システムから出力されるもの
③	経営事項審査結果通知書（写）	○	<u>令和9年1月1日時点で有効なもの</u> ※主に、社会保険の加入確認に使用しますので定期申請時に提出必要 <u>但し、名簿の有効期間内での新たな経営事項審査結果通知書の送付は不要</u>
④	建設工事施工実績証明書	△	経審結果通知書において <u>完成工事高が「0」の業種を申請する場合のみ</u>
⑤	奥出雲町税納税証明書（写）	△	奥出雲町税の未納金がないことの証明 （申請日から3ヶ月以内のもの有効） <u>※納付義務がない者は提出不要</u>

⑥	委任状 【ホームページからダウンロード】	△	入札及び契約に係る権限を支社長・営業所長等に <u>委任する場合のみ</u>
⑦	業態調書 【ホームページからダウンロード】	○	資本関係、親子会社関係調書 <u>※関係する者が無い者においても、無い旨を記入し、提出が必要</u>
⑧	浄化槽工事業の登録・届出の証明書（写）	△	「浄化槽法」第21条に規定する登録工事業者又は同法第33条第3項の届出業者であることの証明書の写し <u>※合併処理浄化槽設置工事を申請する者のみ</u>

1-8 提出書類の留意事項

①資格申請システムから出力されたものに、チェックを記入して送付してください。

⑤奥出雲町税納税証明書（奥出雲町内に本社又は支店等を置く者のみ、写しでも可）

ホームページ掲載の「住民票、税務関係証明書等交付請求書」を参考に「町税の滞納のない証明書」を提出してください。

⑥委任状

- ・委任状に記載する委任期間について

【定期審査】令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

- ・印鑑について

受任者（代理人）の印鑑は契約時に使用する印を押印してください。

【問い合わせ先】

〒699-1592 島根県仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎（3階）

奥出雲町財政課

TEL：0854-54-2522 FAX：0854-54-1229

ホームページ：<https://www.town.okuizumo.shimane.jp/>